【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】関東財務局長【提出日】平成23年 5 月13日【会社名】株式会社三陽商会【英訳名】SANYO SHOKAI LTD.

【本店の所在の場所】東京都港区海岸一丁目 2 番20号【縦覧に供する場所】株式会社三陽商会 大阪支店

(大阪市中央区久太郎町二丁目4番11号クラボウアネックスビル8階)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

EDINET提出書類 株式会社三陽商会(E00593) 確認書

1【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 杉浦昌彦及び当社最高財務責任者 松浦薫は、当社の第69期第1四半期(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。